

通所介護及び介護予防・生活支援サービス事業（第1号通所事業） 重要事項説明書

<令和 6 年 11 月 1 日 現在>

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

<電話> 048-563-5088 (9時～18時)

<担当> 生活相談員 横田 恵美子

※御不明な点は、何でもお尋ねください。

2 デイサービスセンターくわの実の概要

(1) 提供できるサービスの種類

事業所名称	デイサービスセンターくわの実
所在地	羽生市大字下新郷660番地
介護保険指定番号	通所介護 (埼玉県 1173900042号)
サービス提供の対象地域	羽生市、行田市、加須市

※上記以外の地域でもご希望の方は御相談ください。

(2) 同事業所の職員配置 <令和6年11月1日現在>

		常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名	/	サービス管理全般	1名
生活相談員		(兼務)		生活上の相談等	(兼務)
機能訓練指導員		0名	1名	リハビリ・機能回復訓練等	1名
事務職員		0名	1名	一般事務・料金請求等	1名
看護介護	看護師	0名	0名	医療・健康管理業務等	0名
	准看護師	0名	1名		1名
	介護福祉士	1名	1名	日常介護業務等	2名
	実務者研修終了者	0名	0名		0名
	2級・初任者研修修了者	0名	0名		0名
	その他	0名	2名		2名
介助員		0名	2名		2名

(3) 同事業所の設備の概要

定員	20名	静養室	1室(2床)
食堂兼機能訓練室	1室	相談室	2室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります	送迎車	4台

(4) 営業日時

月～金 午前 9:30 から 午後 4:00 (土・日、12月29日～1月3日を除く)

*祝祭日も営業しております。

3 通所介護の内容

<利用日> 毎週 月・火・水・木・金 曜日

<利用時間> 午前 9:30 ~午後 4:00

<利用場所> 所在地: 羽生市大字下新郷660番地

施設名: デイサービスセンターくわの実

<利用可能設備等> 食堂、機能訓練室、日常動作訓練室、相談室、浴室（普通浴槽、特殊浴槽）

送迎車 4台

<サービス内容> 通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、その他必要な介護等を行います。具体的な内容は、パンフレット等を御覧ください。

<健康上の理由による中止>

①風邪、病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。

②当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更又は中止することがあります。その場合、御家族に連絡の上、適切に対応します。

③御利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、御家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

4 料金

(1) 利用料金

○通所介護利用料

※地域区分6級地 1単位=10.27円

		単位数	1日の 介護報酬額	1日あたりの自己負担額		
				1割	2割	3割
利 用 料	要介護1	584	5,997円	600円	1,200円	1,800円
	要介護2	689	7,076円	708円	1,416円	2,123円
	要介護3	796	8,174円	818円	1,635円	2,453円
	要介護4	901	9,253円	926円	1,851円	2,776円
	要介護5	1008	10,352円	1,036円	2,071円	3,106円
加 算 等	入浴介助加算	40	410円	41円	82円	123円
	サービス提供体制強化加算(I)	22	225円	23円	45円	68円
	同一建物に対する減算	-94	-965円	-97円	-193円	-289円
	送迎を行わない場合の減算	-47	-482円	-49円	-97円	-145円
	介護職員等処遇改善加算(I)	所定単位数の9.2%を加算				

○食費等(昼食、おやつ、活動材料費) 600円

※上記のほか、おむつ代、レクリエーション費用の一部は実費負担となります。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は、一旦1日あたりの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の介護保険担当窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

○通所型サービス費（独自）

※地域区分6級地 1単位=10.27円

		単位数	1ヶ月の 介護報酬額	1ヶ月あたりの自己負担額			
				1割	2割	3割	
利用料	要支援1	1798	18,465円	1,847円	3,693円	5,540円	
	要支援2	3621	37,187円	3,719円	7,438円	11,157円	
加算等	サービス提供 体制強化加算 (I)	要支援1	88	903円	91円	181円	271円
		要支援2	176	1,807円	181円	362円	543円
	同一建物に 対する減算	要支援1	-376	-3,861円	-387円	-773円	-1,159円
		要支援2	-752	-7,723円	-773円	-1,545円	-2,317円
	介護職員等処遇改善加算（I）			所定単位数の9.2%を加算			

○食費等（昼食、おやつ、活動材料費） 600円

※上記のほか、おむつ代、レクリエーション費用の一部は実費負担となります。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦1日あたりの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の介護保険担当窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

(2) キャンセル料

利用者の御都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 利用日の前日17時までに御連絡いただいた場合	無 料
② 利用日の当日8時までに御連絡いただいた場合	1日の利用料の25%
③ 利用日の当日8時までに御連絡がなかった場合	1日の利用料の50%

(3) 支払方法

毎月7日までに請求書を作成し、前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当施設職員がお伺いいたします。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員へ御相談下さい。

(2) サービス利用契約の終了

①利用者の御都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出ください。

②当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合……入所日の翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合……非該当となった日
- ・利用者が死亡した場合……死亡した日の翌日

④その他

- ・当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者御家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当施設が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院又は病気等により3ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、又は利用者や御家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただきます。

6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等に連絡をとる等、必要な措置を講じます。

7 事故発生時の対応方法

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行います。なお、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

8 苦情・ハラスメント処理

サービスの提供に係る利用者又はそのご家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。

提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

提供したサービスに関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めます。

9 非常災害対策

- ・防災設備 火災通報装置、スプリンクラー、消火栓、消火器の設置
- ・防災訓練 夜間想定を含めた避難訓練の実施、消火訓練 等
- ・防火責任者 施設長 櫻井 義彦

1.0 虐待防止に関する事項

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1.1 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.2 身体拘束等の禁止

サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由その他必要な事項を記録します。職員に対する身体拘束等の適正化を図るため委員会を設置し、研修を定期的実施します。

1.3 その他運営についての留意事項

職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できるメンタルヘルス・ハラスメント（利用者・ご家族含む）体制を整えるほか、職員が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。また適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動を防止するための方針の明確化等の措置を講じます。

1.4 相談、要望、苦情等の窓口

通所介護に関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆

電話番号：048-563-5088

担当者：生活相談員 横田 恵美子

（受付時間：9時から18時）

当事業所以外に、県・市町村の相談窓口等に相談することができます。

☆羽生市	高齢介護課☆				
	電話番号	048-561-1121			
☆行田市	高齢者福祉課☆				
	電話番号	048-556-1111			
☆加須市	高齢介護課☆				
	電話番号	0480-62-1111			
☆埼玉県国民健康保険団体連合会	介護福祉課☆				
	電話番号	048-824-2568			(苦情相談専用)
☆第三者委員					
	評議員	永澤 初江	電話	048-565-2673	
	評議員	小林 静子	電話	048-565-1040	

1.5 施設サービスの第三者評価の実施状況

※令和5年度は未実施。

1.6 当事業者の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 羽生福祉会
代表者氏名・役職	理事長 櫻井 義彦
本事業者所在地	羽生市大字下新郷660番地
本事業者電話番号	048-563-5088
営業所数等	通所介護 1カ所
	介護老人福祉施設 1カ所
	短期入所生活介護 1カ所
	訪問介護 1カ所
	居宅介護支援 1カ所
	ケアハウス 1カ所
	児童養護施設 1カ所
	ファミリーホーム 1カ所
	乳児院 1カ所